## 「射定枝•草」の分剧について

平成24年6月から可燃ごみの減量と資源の有効利用を目的として，「剪定枝•草」を分別収集していますが，その収集量は，6月28トン， 7月34トン，8月33トンでした。
（※可燃ごみの排出量は，広報1 O月号をご参照ください。）

> 可燃ごみとして出された「剪定枝•草」 も回収はしていますが，堆肥の原料として リサイクルしますので，できるだけ，資源
 ごみとして出していただきますようご協力をお願いします。
＊剪定枝•草を出す際は，次のことに注意してください！
（1）搬入に使用した袋やひもは，回収容器に入れないようにしてください。
（2）落葉，花，植物のつるや荎なども出すことができますが，作物そのもの （ナス・トマトなど）や臭いの強いもの（玉ねぎの葉など）は，可燃ごみとし て出してください。
（3）葉のついていない部分の枝（切り枝）は，直径 15 cm未満，長さ 60 cm 未満のものであれば，中型ごみとし て出してください。（3束まで）
（4）草は，土をよく払ってから出してください。


皆様のご協力をお願いします。

